

有田川町物価高騰対応重点支援給付金 (不足額給付) のご案内

「不足額給付」とは

令和6年度に実施された「定額減税」(※1)で減税しきれないと見込まれた方に「定額減税補足給付金(当初調整給付金)」(※2)が支給されました。
「不足額給付」とは、令和6年分所得税額及び定額減税の実績額等が確定したこの時期に、本来給付すべき額が上記の「定額減税補足給付金(当初調整給付金)」を上回った方に対して、その不足分等を追加で給付するものです。

対象者

令和7年度住民税(※3)が有田川町で税額決定されている方のうち、次の「不足額給付Ⅰ」または「不足額給付Ⅱ」のどちらかに該当する方

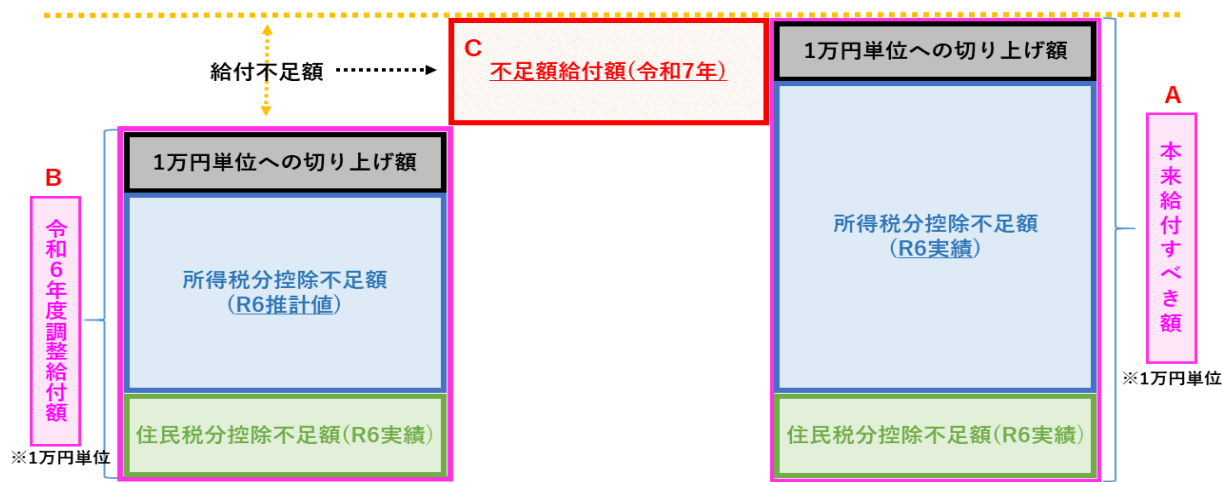
不足額給付Ⅰ

【対象となる例】

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した方
- こどもの出生等、扶養親族等が令和6年中に増加した方(※4)
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少した方
- 令和5年中に収入がなく、就職等により令和6年中に収入が発生した方

【令和6年度調整給付時点】

【不足額給付時点】今回



【支給額】 (A・Bともに1万円単位に切り上げた後での計算です。)

A: 本来給付すべき額 — B: 「定額減税補足給付金(当初調整給付)」

(※1) 納税義務者及び扶養親族等1人につき、令和6年分所得税から3万円、令和6年度個人住民税所得割から1万円が、令和6年6月頃から減税されたものです。

(※2) 令和5年分の所得や扶養状況を用いて推計所得税額等を算出し、定額減税しきれないと見込まれる額を令和6年7月～11月頃に給付されたものです。

(※3) 令和7年1月1日時点で住民票のある自治体で課税されます。住登外課税されている場合もあります。

(※4) 令和6年分の年末調整や確定申告において、税法上の扶養に入っている方のみ算定対象となります。

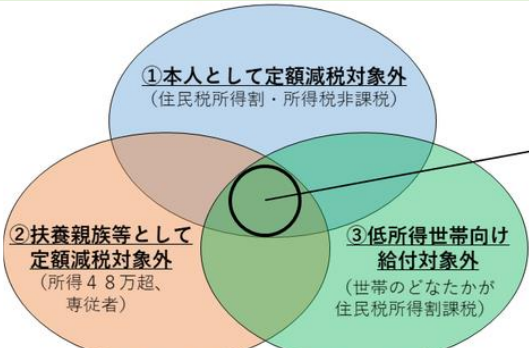
不足額給付Ⅱ

【対象】 次の①②③すべてに該当する方（合計所得金額が1,805万円超の場合は対象外です）

- ①令和6年分所得税額および令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円である
- ②税制度上「扶養親族」から外れてしまう（事業専従者や合計所得額48万円超のいずれか）
- ③低所得世帯向け給付（※5）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

【支給額】

1人あたり原則4万円（令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円）



不足額給付
支給額 4万円
定額減税と低所得世帯向け給付がいずれも対象とならない方
(左図①～③のいずれにも該当する方)

申請方法

①支給のお知らせ（申請不要）

不足額給付Ⅰの対象のうち、「定額減税補足給付金（当初調整給付）」が有田川町で支給対象となった方（※6）

②確認書（返送が必要です）

- ・不足額給付Ⅰの対象のうち、「定額減税補足給付金（当初調整給付）」が他の自治体で支給対象となった方等、有田川町で口座情報がない方
- ・不足額給付Ⅱの対象のうち、税情報等を有田川町で把握している方



③申請書（ご自宅へ届かない場合がありますので、ご自身でお問い合わせください）

税情報や過去給付金情報等を有田川町で把握していない方

※支給対象に該当すると思われる方で、有田川町から通知がない場合は、下記コールセンターへお問い合わせくださいますようお願いいたします。

申請期限

令和7年10月31日（金）
（消印有効）

※期限を過ぎると受給できません

振込予定日

申請書類を受理した日の翌月末に振込予定。
※不備があれば遅くなる可能性があります

【お問い合わせ先】 ※吉備庁舎では受付できませんのでご注意ください

有田川町給付金コールセンター（有田川町役場金屋庁舎1階応接室内）
0120-770-833（フリーダイヤル） ※平日8：30～16：30

- （※5） 令和5年度非課税世帯への給付（7万円）
令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）
令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）
- （※6） 令和6年度住民税を決定している自治体で実施していたものです。

！ 「不足額給付」に関する
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

